

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続
局名	雇用環境・均等局

I. 委託状況届

1 手続の概要及び電子化の状況

① 手続の概要

委託者は、家内労働法における委託者となった場合には遅滞なく、それ以後は毎年4月1日現在の状況について4月30日までに、委託業務の内容、家内労働者数などを記入した委託状況届を労働基準監督署に提出しなければならない。

② 電子化の状況

e-Gov（電子政府の総合窓口）を通じたオンライン電子申請による届出が可能となっている。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

委託者に対し、平成29年度に、委託状況届はオンライン電子申請が可能であることや、電子申請の方法を盛り込んだ広報資料を作成し、現在厚労省HP（届出様式の記載例、内容に関するQ&A等）等を通じて、オンライン電子申請を促している。令和元年度以降についても引き続き厚労省HP等を通じてオンライン電子申請の周知を行い、行政手続コストの20%削減を図る。

なお、押印・電子証明書の要否や代替化については、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」（平成31年2月25日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえ検討する。

（参考）オンラインでの届出が進まない主な理由として考えられるもの。

（都道府県労働局が3つまで回答。平成29年6月調査）

ア 電子申請ができることを知らない	38.7%
イ 手間がかかる（イメージ含む）	25.5%
ウ 方法がわからない	23.6%
エ 委託状況届の書き方の相談が必要	0.0%
オ セキュリティが不安	0.9%
カ パソコンを使用していない	2.8%
キ その他	8.5%

3 コスト計測

1. 選定理由

・委託状況届は、全ての委託者に対し、法律上、提出が義務付けられているものであり、届出件数が毎年約7,000件と比較的多いものであるため。

2. コスト計測の方法及び時期

1 当該手続に係る行政手続コスト（事業者の作業時間）

委託者等にヒアリングを実施した結果を踏まえた行政手続コストは以下の通り。

（1）委託状況届の作成にかかるコスト（書類の作成とその準備）

約0.2時間／1枚

（2）委託状況届の提出にかかるコスト（監督署までの往復の移動時間及び窓口待ち時間・対面

時間)

約 2.5 時間／1 枚

2 コスト計測の時期

平成 30 年度以降のコスト計測時期：毎年 6 月末（委託状況届の提出時期を踏まえて決定）

3 コスト計測の結果

一件平均時間約 2.699 時間、件数 6,383 件、総合計時間 17,229.1 時間（平成 29 年度）

一件平均時間約 2.698 時間、件数 6,196 件、総合計時間 16,719.2 時間（平成 30 年度）